○　愛知県都市職員共済組合の役員等の旅費に関する規則

（平成10年3月31日
平成10年規則第4号）

改正　平成26年2月20日規則第1号
令和7年2月20日規則第5号

（趣旨）

第１条　この規則は、愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第１号）第25条及び第30条の規定に基づき、愛知県都市職員共済組合組合会（以下「組合会」という。）の議員及び愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の役員（以下「役員等」という。）に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（旅費の支給）

第２条　役員等が組合会その他の会議に出席するため旅行したとき、又は組合会若しくは組合の職務のため旅行したときは、当該役員等に旅費を支給する。

（旅費の計算等）

第３条　旅費の計算、請求等については、愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第11号。）及び愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則施行規程（平成10年愛知県都市職員共済組合規程第７号。）（以下「職員旅費規則等という。」）の例による。

（令和7規則5・一部改正）

（旅費の額）

第４条　旅費の額については、職員旅費規則等の例による。

（令和7規則5・全部改正）

附　則

１　この規則は、平成10年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　愛知県都市職員共済組合の議員及び役員の旅費に関する規則（昭和37年愛知県都市職員共済組合規則第２号）は、廃止する。

３　この規則の規定は、施行日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附　則（平成26年２月20日規則第１号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和７年２月20日規則第５号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。